

# SAFETY TOKYO BAY

船舶が輻輳する  
東京湾を安全に  
航行するために

東京湾に入湾する前に、このリーフレット等により  
湾内の交通ルール、湾内事情等を十分把握してください!!

**航行する経路が指定されている海域の  
交通ルールを守ってください。**

東京沖灯浮標付近海域、東京湾アクアライン東水路付近海域、  
木更津港沖灯標付近海域、中ノ瀬西側海域及び東京湾口海域  
については、海上交通安全法に基づき航行する経路が指定さ  
れています。

**必ずVHF16CH及び13CHを  
聴取してください。**

湾内では東京湾海上交通センターから、VHF等により海上交  
通関係の安全情報等の提供を行っています。

**東京湾に入湾する前のチェック**

行先信号の準備をしてください。AIS目的地情報欄の入力をし  
てください。また、既に入力されている情報が正しく入力され  
ているか確認してください。



## 東京国際空港周辺海域の航行方法

水面上の高さが28.4m以上の船舶は侵入しないこと

D滑走路東方灯標の北東側を航行すること

●中ノ瀬西方の整流用灯標(No.1~No.3)は、行き先に向けて所定の進路とするまでは、左舷に見て航行すること(根岸方面向け北航船を除く)。

●東京沖灯浮標から半径1,850メートルの円内では同灯浮標を左舷に見て航行すること。  
●この円内には錨泊しないこと。

- 凡例
- ← 正しいルート
  - 誤ったルートの例
  - ⑧ パーチャルAIS航路標識
  - ⦿ パイロットステーション

●東京湾アクアライン東水路は中央灯標(中央No.1~No.3)を左舷に見て航行すること。  
●千葉方面へはできるだけ中央灯標から遠ざかり、東京方面へはできるだけ中央灯標に近づいて航行すること。  
●東京湾アクアライン東水路内では錨泊しないこと。

海上交通安全法に規定する航路内

- 長さ50m以上の船舶は、航路内を航行すること。
- 航路内では対水速力12ノット以下で航行すること。

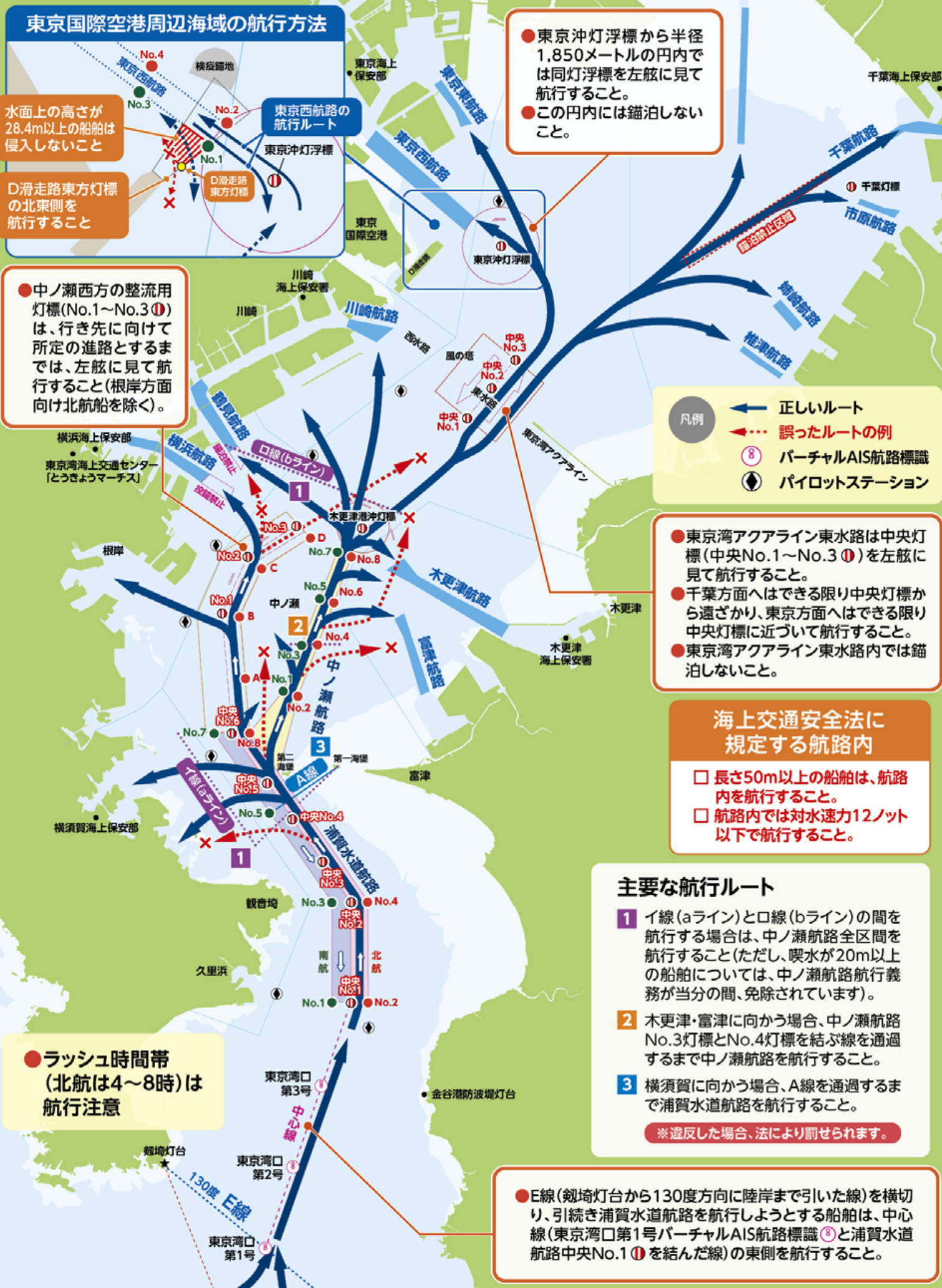
## 主要な航行ルート

- 1 イ線(aライン)とロ線(bライン)の間を航行する場合は、中ノ瀬航路全区間を航行すること(ただし、喫水が20m以上の船舶については、中ノ瀬航路航行義務が当分の間、免除されています)。
- 2 木更津・富津に向かう場合、中ノ瀬航路No.3灯標とNo.4灯標を結ぶ線を通して中ノ瀬航路を航行すること。
- 3 横須賀に向かう場合、A線を通して浦賀水道航路を航行すること。

※違反した場合、法により罰せられます。

●E線(釧崎灯台から130度方向に陸岸まで引いた線)を横切り、引続き浦賀水道航路を航行しようとする船舶は、中心線(東京湾口第1号パーチャルAIS航路標識⑧と浦賀水道航路中央No.1)を結んだ線の東側を航行すること。

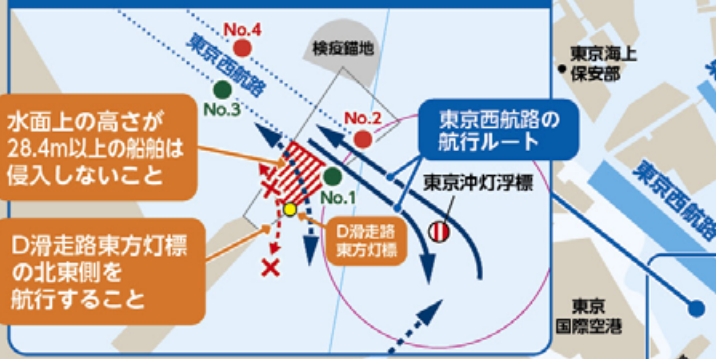
●ラッシュ時間帯(北航は4~8時)は航行注意



# 出湾時

# 出湾時のルート・航法

## 東京国際空港周辺海域の航行方法



水面上の高さが28.4m以上の船舶は侵入しないこと

D滑走路東方灯標の北東側を航行すること

●中ノ瀬西方の整流用灯標(No.1~No.3)を左舷に見て航行すること。

●東京沖灯浮標から半径1,850メートルの円内では同灯浮標を左舷に見て航行すること。  
●この円内には錨泊しないこと。

凡例

- ← 正しいルート
- ⑧ パーチャルAIS航路標識
- ⦿ パイロットステーション

●東京湾アクアライン東水路は中央灯標(中央No.1~No.3)を左舷に見て航行すること。  
●東京方面からはできる限り中央灯標から遠ざかり、千葉方面からはできる限り中央灯標に近づいて航行すること。  
●東京湾アクアライン東水路内では錨泊しないこと。

●木更津方面からの出港船は、木更津港沖灯標を左舷に見て航行すること。

海上交通安全法に規定する航路内

- 長さ50m以上の船舶は、航路内を航行すること。
- 航路内では対水速力12ノット以下で航行すること。

●ラッシュ時間帯(南航は16~20時)は航行注意

●浦賀水道航路を航行し、引き続きE線(鵜崎灯台から130度方向に陸岸まで引いた線)を横切って航行しようとする船舶は、中心線(東京湾口第1号バーチャルAIS航路標識⑧と浦賀水道航路中央No.1)を結んだ線の西側を航行すること。



## 入域通報

指定海域に入域する対象船舶は、東京湾海上交通センターに対しVHF無線電話等による入域通報が必要になります。

### ●対象船舶

長さ50メートル以上の船舶（AISを作動させている船舶を除く。※）

※簡易版AISを作動させている船舶は通報対象船です。

※総トン数100トン以上で最大搭載人員が30人以上の船舶も通報をお願いします。（AISを作動させている船舶を除く。）

### ●通報事項

- ① 船舶の名称
- ② 呼出符号
- ③ 通報地点における船舶の位置
- ④ 仕向港の定まっている船舶にあっては、仕向港(岸壁・錨地)
- ⑤ 船舶の長さ
- ⑥ 船舶の喫水

### ●通報位置

1. 入湾時  
 剣崎洲崎ライン
2. 出港時  
 指定海域に入るとき 又は 入る前
  - ・各港の著名な物標等付近
  - ・周囲に著名物標がないときは北緯東経を通報



## 情報聴取義務海域



左図の海域は、東京湾を航行する船舶に対し、東京湾海上交通センターがVHF無線電話で提供する情報の聴取が義務化されています。

### ●情報聴取の対象船舶

- ・長さ50メートル以上の船舶(海上交通安全法適用海域)
- ・総トン数500トンを超える船舶(港則法適用海域)

### ●情報提供等

- ・情報聴取義務海域において、東京湾海上交通センターが船舶の安全な航行を支援するための情報提供や勧告などを行います。

## 航行上留意すべきポイント

- 東京西航路に向かう船舶と東京東航路からの南航船の交差
- 東京湾アクアライン東水路から東京方面に向かう船舶と千葉方面からの南航船の交差
- 中ノ瀬航路からの出航船と木更津方面からの出港船の交差
- 根岸、横浜、鶴見、川崎方面に向かう船舶と南航船の交差
- 横須賀方面に向かう船舶と航路南航船の交差
- 航路出入航船と横切り船(フェリー)の交差
- 航路出航後に洲崎方面に向かう船舶と伊豆大島方面から浦賀水道航路に向かう船舶の交差
- 航路出航後に館山方面に向かう船舶と伊豆大島方面又は洲崎方面から浦賀水道航路に向かう船舶の交差



## 海図の備付

東京湾内を出入港する船舶は、東京湾の最新海図を備え付けて、必ず適正に使用してください。(海図は水路通報により改補の必要があります。)

東京湾の海図	
東京湾	W90(JP90)
東京湾北部	W1061(JP1061)
東京湾中部	W1062(JP1062)
浦賀水道	W1081(JP1081)

港泊図			
京浜港東京	W1065(JP1065)	千葉港中部	W1086(JP1086)
京浜港横浜	W66(JP66)	千葉港南部	W1087(JP1087)
京浜港川崎	W67(JP67)	千葉港葛南	W1088(JP1088)
京浜港根岸	W1085(JP1085)	木更津港	W1067(JP1067)
横須賀港	W1083(JP1083)		

※Wとは、世界測地系を表す。  
※JPとは、英語で記載された海図です。

## 関係部署の連絡先

部署名	TEL	FAX	部署名	TEL	FAX
東京海上保安部	03-5564-2022	03-3599-0922	川崎海上保安署	044-266-0118	044-266-1613
千葉海上保安部	043-242-1805	043-245-3627	横須賀海上保安部	046-861-8374	046-861-8379
横浜海上保安部	045-201-1671	045-211-2405	木更津海上保安署	0438-30-0118	0438-30-0120
東京湾海上交通センター	TEL 045-225-9118	<a href="https://www6.kaiho.mlit.go.jp/tokyowan/">https://www6.kaiho.mlit.go.jp/tokyowan/</a>			

## 沿岸域情報提供システム「海の安全情報」

### ●パソコン用サイト

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/info/mics/>



### ●スマートフォン用サイト

<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/sp/index.html>



発行日 平成31年3月1日

監修

第三管区海上保安本部交通部

TEL 045-211-1118(代) FAX 045-226-1696 URL <https://www.kaiho.mlit.go.jp/03kanku/>

発行者

(公社) 東京湾海難防止協会

TEL 045-212-1817 FAX 045-212-5591 URL <http://www.toukaibou.or.jp/>